

山梨県公報

第千五百十五号

平成十六年

十月十四日

木曜日

目次

| | |
|--------------------------------------|-----|
| 町村に係る公平委員会の事務の受託の廃止 | 六四七 |
| 一部事務組合に係る公平委員会の事務の受託の廃止 | 六四七 |
| 市町村の廃置分合に伴う郡の人口の告示 | 六四七 |
| 市町村の廃置分合に伴う市の人口の告示 | 六四七 |
| 救急病院等の認定 | 六四七 |
| 予防接種の業務を行う医師 | 六四八 |
| 保安林の指定の予定(七件) | 六四八 |
| 保安林の指定の解除の予定 | 六五〇 |
| 家畜伝染病の発生(三件) | 六五〇 |
| 腐蝕病のまん延を防止するためみつばち等の移動を禁止する区域の指定(三件) | 六五一 |
| 土地収用事業の認定 | 六五二 |
| 道路の路線名の変更 | 六五三 |
| 廃川敷地等(二件) | 六五三 |
| 建築基準法に基づく道路位置指定 | 六五三 |
| 公告 | |
| 平成十六年度山梨県准看護師試験の実施 | 六五三 |
| 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(十四件) | 六五四 |
| 開発行為に関する工事の完了について(四件) | 六五七 |
| 一般競争入札について | 六五八 |
| その他 | |
| 落札者等の決定について | 六五九 |

告示

山梨県告示第四百五十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十四第二項の規定により平成十六年十月六日に東八代郡石和町、御坂町、一宮町、八代町及び境川村に係る公平委員会の事務の受託を廃止し、同月十二日から施行することとしたので、告示する。

平成十六年十月十四日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県告示第四百五十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十四第二項の規定により平成十六年十月六日に黒駒山恩賜県有財産保護組合、崩山恩賜県有財産保護組合、大口山恩賜県有財産保護組合及び春日山恩賜県有財産保護組合に係る公平委員会の事務の受託を廃止し、同月十二日から施行することとしたので、告示する。

平成十六年十月十四日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県告示第四百五十八号

平成十六年十月十二日に東八代郡石和町、同郡御坂町、同郡一宮町、同郡八代町、同郡境川村及び東山梨郡春日居町を廃し、その区域をもって笛吹市を置いたことに伴い、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百七十六条第一項第一号の規定に基づき、東八代郡及び東山梨郡の区域の人口を次のとおり告示する。

平成十六年十月十四日

山梨県知事 山本 栄彦

東八代郡 九、七七八人
東山梨郡 一八、〇九一人

山梨県告示第四百五十九号

平成十六年十月十二日に東八代郡石和町、同郡御坂町、同郡一宮町、同郡八代町、同郡境川村及び東山梨郡春日居町を廃し、その区域をもって笛吹市を置いたことに伴い、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百七十七条第一項第一号の規定に基づき、同市の人口を次のとおり告示する。

平成十六年十月十四日

山梨県知事 山本 栄彦

七〇、四三五人

山梨県告示第四百六十号

救急病院等を定める省令(昭和二十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成十六年十月十四日

山梨県知事 山本 栄彦

一 救急病院の名称及び所在地

| 名 称 | 所 在 地 |
|--------|------------------|
| 塩山市民病院 | 塩山市西広門田四百三十三番地の一 |

二 認定期間

平成十六年九月二十九日から平成十九年九月二十八日まで

山梨県告示第四百六十一号

山梨県内の各市町村長が予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第三条第一項の規定により行う麻しんの予防接種については、次の表に掲げる医師が同表に掲げる場所等で当該業務を行う旨承諾した。

平成十六年十月十四日

山梨県知事 山本 栄彦

| 医師の氏名 | 予防接種を行う主たる場所 |
|-------|--|
| 宮口 修 | 都留市法能六百六十九番地 医療法人誠仁会 武井クリニック |
| 鈴木 英之 | 都留市四日市場百八十八番地 医療法人社団青虎会 ツル虎ノ門外科リハビリテーション病院 |

山梨県告示第四百六十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十六年十月十四日

山梨県知事 山本 栄彦

一 保安林の所在場所

南巨摩郡南部町内船字相ノ山一三四四九・一三四五一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、一三四四四から一三四四六まで、一三四五〇

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び

南部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第四百六十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十六年十月十四日

山梨県知事 山本 栄彦

一 保安林の所在場所

南巨摩郡身延町梅平字丈山三七〇九

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字丈山三七〇九(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び

身延町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第四百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十六年十月十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 保安林の所在場所

南巨摩郡身延町大城字奥山一五四二の五、一五四六の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字奥山一五四二の五・一五四六の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第四百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十六年十月十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 保安林の所在場所

南巨摩郡増穂町平林字琵琶沢八二二の二、八二二の三、字北神田一〇四二の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び増穂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第四百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十六年十月十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 保安林の所在場所

甲府市上積翠寺町字洞一七二〇、一八一、一八二、一八一五、一八一七の一、一八一七の二、一八一八から一八三三まで、一八二五、一八二六、一八二八

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

一 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字洞一八二二・一八二八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲府市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第四百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のよ

うに保安林の指定をする予定である。

平成十六年十月十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 保安林の所在場所

大月市七保町瀬戸字芦沢三三八六の一、二三九二の五、字大寺二四二七の六、二四二七の一三

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

一 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

二 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を山梨県庁及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。)

に供する。)

山梨県告示第四百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十六年十月十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 保安林の所在場所

都留市大幡入道沢五六八三、五六八四、五六八六、五六八九、五六九〇

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

二 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、関係書類を山梨県庁及び都留市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第四百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成十六年十月十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 解除に係る保安林の所在場所

甲府市上積翠寺町字平石一〇〇三の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を山梨県庁及び甲府市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第四百七十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があった。

平成十六年十月十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

| 家畜伝染病の種類 | 家畜の種類 | 患畜又は疑似患畜の区分 | 発生群数 | 発生場所 | 発生日 |
|----------|-------|-------------|------|-----------|------------|
| 腐蛆病 | みつば | 患畜 | 三 | 北巨摩郡須玉町小尾 | 平成十六年九月十七日 |
| 腐蛆病 | みつば | 患畜 | 一 | 北巨摩郡須玉町小尾 | 平成十六年九月十七日 |

山梨県告示第四百七十一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があつた。

平成十六年十月十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

| | | | | | |
|----------|-------|-------------|------|------------|------------|
| 家畜伝染病の種類 | 家畜の種類 | 患畜又は擬似患畜の区分 | 発生群数 | 発生場所 | 発生年月日 |
| 腐蛆病 | みつばち | 患畜 | 八 | 北巨摩郡須玉町若神子 | 平成十六年九月十七日 |

山梨県告示第四百七十二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があつた。

平成十六年十月十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

| | | | | | |
|----------|-------|-------------|------|-------|-------------|
| 家畜伝染病の種類 | 家畜の種類 | 患畜又は擬似患畜の区分 | 発生群数 | 発生場所 | 発生年月日 |
| 腐蛆病 | みつばち | 患畜 | 二 | 山梨市三力 | 平成十六年九月二十八日 |

山梨県告示第四百七十三号

山梨県家畜伝染病のまん延防止に関する規則（昭和三十一年山梨県規則第五十二号）第四条第一項の規定により、腐蛆病のまん延を防止するため、みつばち等の移動を禁止する区域を次のとおり指定する。

平成十六年十月十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 指定区域
北巨摩郡須玉町小尾（神戸、御門、方伝、戸屋、和田及び東小尾の区域に限る。）の区域
- 二 指定家畜の種類
指定区域で飼育されているみつばち

三 指定の概要
指定期間 平成十六年九月十七日から当分の間

四 その他必要な事項
指定家畜及び腐蛆病の病原体を広げるおそれのある物品は、西部家畜保健衛生所長の指示を受けなければ指定区域内での移動又は当該区域外への移動をしてはならない。

山梨県告示第四百七十四号

山梨県家畜伝染病のまん延防止に関する規則（昭和三十一年山梨県規則第五十二号）第四条第一項の規定により、腐蛆病のまん延を防止するため、みつばち等の移動を禁止する区域を次のとおり指定する。

平成十六年十月十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 指定区域
北巨摩郡須玉町若神子（若神子及び下和田の区域に限る。）、小倉（中小倉、下小倉及び中尾の区域に限る。）、六平（二日市場及び中村の区域に限る。）、大蔵（大蔵及び大蔵新田の区域に限る。）、藤田及び北巨摩郡高根町蔵原（下蔵原の区域に限る。）、箕輪（新田の区域に限る。）、下黒沢（丸山、志合、打越、乙坂及び和田の区域に限る。）の区域
- 二 指定家畜の種類
指定区域で飼育されているみつばち
- 三 指定の概要
指定期間 平成十六年九月十七日から当分の間
- 四 その他必要な事項
指定家畜及び腐蛆病の病原体を広げるおそれのある物品は、西部家畜保健衛生所長の指示を受けなければ指定区域内での移動又は当該区域外への移動をしてはならない。

山梨県告示第四百七十五号

山梨県家畜伝染病のまん延防止に関する規則（昭和三十一年山梨県規則第五十二号）第四条第一項の規定により、腐蛆病のまん延を防止するため、みつばち等の移動を禁止する区域を次のとおり指定する。

平成十六年十月十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 指定区域
山梨市三力所、上之割、小原東、小原西、上神内川、東後屋敷、鴨居寺、七日市場及び下井尻並びに塩山市上塩後、下塩後、西広門田及び上井尻の区域
- 二 指定家畜の種類
指定区域で飼育されているみつばち
- 三 指定の概要
指定期間 平成十六年九月二十八日から当分の間
- 四 その他必要な事項
指定家畜及び腐蛆病の病原体を広げるおそれのある物品は、東部家畜保健衛生所長の指示を受けなければ指定区域内での移動又は当該区域外への移動をしてはならない。

山梨県告示第四百七十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。

平成十六年十月十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 起業者の名称
三富村
- 二 事業の種類
川浦スポーツ広場拡張事業
- 三 起業地
1 収用の部分 東山梨郡三富村大字川浦字天科地内
2 使用の部分 なし
- 四 事業の認定をした理由
1 法第二十条第一号要件
川浦スポーツ広場拡張事業（以下「本事業」という。）は、法第三十二条第三十二号に掲げる「地方公共団体が設置する公園、運動場」に関するものであることから、法第二十条第一号に該当する。
- 2 法第二十条第二号要件
起業者は、用地補償費については既に財政措置を講じ、工事費等については平成十七年度に財政措置を講ずることとしており、本事業を遂行する充分な意思と能力を有する者であると認められることから、法第二十条第二号に該当する。
- 3 法第二十条第三号要件

- (一) 申請事業の施行により得られる公共の利益
川浦スポーツ広場は、山梨県が行う国道一四〇号登坂車線拡幅事業により、グラウンド敷地の東面すべてが幅約五メートルにわたって失われることとなり、従来から行われてきた、グラウンドゴルフ競技及びソフトボール競技の実施に支障を来す状況となっている。このため、本事業は、失われたグラウンドの従来の機能を確保するとともに、公園及び駐車場の機能を付加したスポーツ広場を整備するもので、本事業施行により、従来どおりのグラウンドの利用が可能となるともに、地域住民の憩いの場や子ども達が安心して遊ぶことのできる場が確保されることとなるなど、住民サービスの向上につながると認められることから、本事業の施行により得られる公共の利益は大きいと認められる。
- (二) 申請事業の施行により失われる利益
本事業の施行により周辺環境に与える影響は、工事期間中の騒音及び振動に起因する周辺環境への影響が考えられるが、周辺には民家が少なく、周辺環境に与える影響は小さいものと考えられることから、本事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。
- (三) 代替案との比較
本事業の施行位置については、地域住民の利便性、経済性、環境等の要件を考慮し選定された三案について比較検討した結果、本事業の起業地が、これらの要件を満たす最も適当なものとして決定されたものであると認められる。
- (四) 比較衡量
(一)で述べた得られる公共の利益と(二)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、(三)で述べたとおり、本事業の起業地は、代替案と比較して最も適切であると認められる。
以上により、本事業は、「土地の適正且つ合理的な利用に寄与するもの」と認められることから、法第二十条第三号に該当する。
- 4 法第二十条第四号要件
(一) 申請事業を早期に施行する必要性
本事業は、川浦スポーツ広場の敷地が減少することによる機能回復等のために施行するものであり、当該地区からも代替広場整備の早期実現について陳情書が出されていることから、早期に事業を施行する必要性が高いものと認められる。
(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性
本事業に係る起業地の範囲は、グラウンドの機能確保等のために、必要な範囲であると認められる。

また、起業地の範囲において、一時的な利用に供されるものは存在せず、使用には馴染まないため、収用することは、合理的であると認められる。

(三) 収用する公益上の必要性
 以上により、本事業は、「土地を収用する公益上の必要がある」と認められることから、法第二十条第四号に該当する。

5 結論

1 から4までで述べたとおり、本事業は法第二十条各号の要件に該当するものと判断することができる。

以上により、法第二十条の規定に基づき、事業認定をするものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所
 三富村役場教育委員会

山梨県告示第四百七十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第七条の規定により認定した道路の路線名を次のとおり変更する。

平成十六年十月十四日

山梨県知事 山本 栄彦

| 路線番号 | 新旧の別 | 道路の種類 | 路線名 | 備考 |
|-------|------|-------|----------|----|
| 7 0 8 | 新 | 県道 | 富士河口湖笛吹線 | |
| | 旧 | 県道 | 河口湖御坂線 | |
| 2 2 | 新 | 県道 | 甲府笛吹線 | |
| | 旧 | 県道 | 甲府八代線 | |

山梨県告示第四百七十八号

次のとおり廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、告示する。その関係図面を山梨県土木部治水課及び峡東地域振興局石和建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年十月十四日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 河川の名称 富士川水系 狐川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日 平成十六年十月十四日
- 三 廃川敷地等の位置 笛吹市境川町大字前間田字横田千三百六十六の四番地から千三百六十八の二番地まで
- 四 廃川敷地等の種類及び数量 四十六・〇七平方メートル

山梨県告示第四百七十九号

次のとおり廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、告示する。その関係図面を山梨県土木部治水課及び峡東地域振興局石和建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年十月十四日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 河川の名称 富士川水系 鷲宿入沢川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日 平成十六年十月十四日
- 三 廃川敷地等の位置 東八代郡芦川村大字鷲宿字深川千五百九十六番地から千六百五十八の三番地まで
- 四 廃川敷地等の種類及び数量 六百五十七・六四平方メートル

山梨県告示第四百八十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年十月十四日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の位置 西八代郡市川大門町高田字大正七八番一
- 二 道路の幅員 五・〇〇メートル
- 三 道路の延長 二二・一五メートル

公 告

● 平成十六年度山梨県准看護師試験の実施

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第十八条の規定により、平成十六年度山梨県准看護師試験を次のとおり実施する。

平成十六年十月十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 試験日時
平成十七年二月二十七日（日）午後一時から午後三時三十分まで
- 二 試験場所
甲府市池田一丁目六番一号 山梨県立看護大学
- 三 試験方法
筆記試験
- 四 試験科目
保健師助産師看護師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号）第二十三条に規定する科目
- 五 受験資格
保健師助産師看護師法第二十二條各号のいずれかに該当する者であること。
- 六 提出書類
1 受験願書
2 履歴書
3 受験資格を有することを証明する書類
4 写真（出願前六月以内に脱帽のうえ正面から撮影した縦六センチメートル横四センチメートルのもので、その裏側には撮影年月日及び氏名を記載すること。）
七 受験手数料
六千九百円（受験願書に六千九百円に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印はしないこと。）
受験手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかった場合でも還付しない。
八 受験願書の配布場所及び期間
平成十六年十二月一日（水）から平成十七年一月二十一日（金）までの山梨県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで山梨県福祉保健部医務課看護担当（甲府市丸の内一丁目六番一号）において交付する。
九 受験願書の提出先、提出方法及び受付期間
1 提出先
郵便番号四〇〇 八五〇一 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県福祉保健部医務課看護担当

2 提出方法
持参又は郵送

3 受験願書の受付期間

平成十七年一月十四日（金）から同月二十一日（金）までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで。ただし、郵送による場合は、平成十七年一月二十一日までの消印のあるものは有効とする。

十 その他

詳細については山梨県福祉保健部医務課看護担当（電話〇五五 一三三三 一四八三）に問い合わせること。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十六年十月十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十六年九月六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
1 商号 有会社社匠工業
2 主たる営業所の所在地 甲府市国母八丁目二十二番二十号
3 代表者の氏名 深沢茂男
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一三）第六七三三三号
- 四 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となつた事実 平成十六年八月三十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十六年十月十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十六年九月六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
1 商号 有会社社中村設備
2 主たる営業所の所在地 東八代郡石和町松本三百二十四番地

- 3 代表者の氏名 中村一男
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一五)第一五三九号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業及びほ装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十六年八月三十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成十六年十月十四日

- 一 処分をした年月日 平成十六年九月十三日 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

 - 1 商号 株式会社小島組
 - 2 主たる営業所の所在地 塩山市三日市場二千六百七十五番地
 - 3 代表者の氏名 小島健治

- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一四)第一一七七号
- 四 処分の内容 建築工事業及び造園工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十六年九月七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成十六年十月十四日

- 一 処分をした年月日 平成十六年九月十三日 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

 - 1 名称 中本工建
 - 2 主たる営業所の所在地 南アルプス市桃園四百五十一番地
 - 3 代表者の氏名 中込宗夫

- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一三)第五三二一号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ

- 五 処分の原因となった事実 平成十六年九月六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成十六年十月十四日

- 一 処分をした年月日 平成十六年九月二十一日 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

 - 1 商号 有限会社山本鉄工
 - 2 主たる営業所の所在地 東山梨郡牧丘町窪平三十九番地三
 - 3 清算人の氏名 山本満徳

- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一一)第二一九九号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業及び鉄筋工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十六年九月十三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成十六年十月十四日

- 一 処分をした年月日 平成十六年九月二十一日 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

 - 1 名称 井上工務店
 - 2 主たる営業所の所在地 南アルプス市鮎沢九百五十七番地一
 - 3 代表者の氏名 井上由紀夫

- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一一)第七三二一五号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装工事業、熱絶縁工事業及び

建設業に係る一般建設業の許可の取消し
五 処分の原因となつた事実 平成十六年九月十五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があつた。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成十六年十月十四日

- 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 一 処分をした年月日 平成十六年九月二十一日
 - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社石部興業
 - 2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡身延町下部九百九十九番地
 - 3 代表者の氏名 石部日出士
 - 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一一）第八〇九八号
 - 四 処分の内容 土木工業業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 五 処分の原因となつた事実 平成十六年九月十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があつた。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成十六年十月十四日

- 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 一 処分をした年月日 平成十六年九月二十一日
 - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社小林工務店
 - 2 主たる営業所の所在地 南都留郡富士河口湖町船津三千六百十五番地
 - 3 代表者の氏名 小林利廣
 - 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一四）第一七九七号
 - 四 処分の内容 土木工業業、とび・土工工業業、石工工業業、ほ装工業業及び水道施設工業業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 五 処分の原因となつた事実 平成十六年九月十四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があつた。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成十六年十月十四日

- 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 一 処分をした年月日 平成十六年九月二十七日
 - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 名称 今井建設
 - 2 主たる営業所の所在地 北巨摩郡小淵沢町上笹尾三千二百十五番地百三十九
 - 3 代表者の氏名 今井正一
 - 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一三）第五九八四号
 - 四 処分の内容 土木工業業、建築工業業、大工工業業、とび・土工工業業、石工工業業、屋根工業業、タイル・れんが・ブロック工業業、鋼構造物工業業、ほ装工業業、しゅんせつ工業業、内装工業業及び水道施設工業業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 五 処分の原因となつた事実 平成十六年八月三十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があつた。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成十六年十月十四日

- 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 一 処分をした年月日 平成十六年九月二十七日
 - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 名称 松村塗装店
 - 2 主たる営業所の所在地 甲斐市篠原二千四百九十七番地
 - 3 代表者の氏名 松村正文
 - 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一一）第四八三四号
 - 四 処分の内容 塗装工業業及び防水工業業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 五 処分の原因となつた事実 平成十六年八月三十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があつた。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法（昭和二十四年法律

第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成十六年十月十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十六年九月二十七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
1 商号 有限会社天野組
- 2 主たる営業所の所在地 南都留郡富士河口湖町河口千五百十一番地
- 3 代表者の氏名 天野利夫
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一三)第一三二五号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十六年九月二十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十六年十月十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十六年九月二十七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
1 商号 樋口工業有限公司
- 2 主たる営業所の所在地 甲府市上石田二丁目二十二番十号
- 3 代表者の氏名 樋口基和
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一二)第二四七八号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十六年九月二十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十六年十月十四日

- 一 処分をした年月日 平成十六年九月二十七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
1 商号 株式会社上村建設
- 2 主たる営業所の所在地 北巨摩郡須玉町大豆生田六百二十三番地
- 3 代表者の氏名 上村一幸
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一四)第八三号
- 四 処分の内容 管工事業及び造園工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十六年九月二十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

山梨県知事 山 本 栄 彦

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十六年十月十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十六年九月二十七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
1 名称 藤原板金工業所
- 2 主たる営業所の所在地 甲斐市富竹新田八百十四番地四
- 3 代表者の氏名 藤原正夫
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一二)第八一八八号
- 四 処分の内容 屋根工事業及び板金工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十六年九月二十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。

平成十六年十月十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称
甲斐市篠原字田中九一五及び九一六の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲斐市篠原九百五十一番地 志村和
甲斐市篠原九百五十三番地四 志村勇造
甲斐市篠原九百五十三番地四 志村陽子

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。

平成十六年十月十四日

山梨県知事 山本 栄彦

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

中巨摩郡昭和町押越字下村前二〇二の三及び二〇二の四の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

中巨摩郡昭和町西条二千百五番地一 プレミール昭和一〇一 有賀隆

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。

平成十六年十月十四日

山梨県知事 山本 栄彦

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

中巨摩郡玉穂町井之口字今川八七〇の三の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

中巨摩郡玉穂町井之口五百九十番地 角本公明

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。

平成十六年十月十四日

山梨県知事 山本 栄彦

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

中巨摩郡玉穂町井之口字今川八七〇の二の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

中巨摩郡玉穂町井之口五百九十番地 角本稔

● 一般競争入札について
次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十六年十月十四日

山梨県知事 山本 栄彦

一 一般競争入札に付する事項

1 購入物品等の名称及び数量

山梨県立博物館刊行物書庫積層式書架 一式

2 購入物品等の仕様等

入札説明書で定める内容等であること。

3 納入期限

平成十七年三月十一日

4 納入場所

知事が指定する場所（山梨県笛吹市御坂町成田地内）

二 一般競争入札の参加資格

1 平成十六年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成十六年山梨県告示第百六十七号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。

2 この公告に示した物品等を確実に納入できると知事が判断した者であること。

3 納入する物品等に係るアフターサービスを知事の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

4 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

三 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内二丁目六番一号 山梨県出納局

管理課調度担当 電話〇五五 二二三 一三九五

2 入札説明書の交付方法

この公告の日から平成十六年十一月二日（火）までの山梨県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までの三の一の交付場所において交付する。

3 入札説明会の日時及び場所

平成十六年十月二十五日(月)午後二時 山梨県県民情報プラザ(山梨県甲府市丸の内一丁目八番五号)二階会議室

4 入札参加資格確認申請書の提出方法

この公告の日から平成十六年十一月四日(木)までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までに山梨県出納局管理課調度担当に持参すること。

5 入札及び開札の日時及び場所

平成十六年十一月二十六日(金)午後二時 山梨県県民情報プラザ(山梨県甲府市丸の内一丁目八番五号)二階会議室

6 郵送による入札書の受領期限及び場所

平成十六年十一月二十五日(木)午後五時までに山梨県出納局管理課調度担当(郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号)に必着すること。

7 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則(昭和三十三年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

9 落札者の決定方法

規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

四 その他

1 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札保証金

入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納付しなければならない。ただし、規則第八八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

3 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納付しなければならない。ただし、規則第九九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 契約書作成の要否

要

5 その他

詳細は、入札説明書による。

Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured

Moving bookshelves, bookshelves, and stair cases for the Yamanashi Prefectural

Museum's Library of Publication, 1 set

2 Date and time for tender

2:00PM November 26, 2004

3 Bureau in charge

Procurement Section, Management Division, Treasury, Yamanashi Prefectural

Government 6-1 Marunouchi 1-chome Kofu-shi Yamanashi-Ken 400-8501 JAPAN

TEL 055-223-1395

その他

● 落札者等の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十六年十月十四日

山梨県立中央病院管理局長 中 村 紘 昭

一 随意契約に係る物品の名称及び数量

セラザイム注二〇〇単位 四百バイアル(予定数量)

二 契約に係る事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県立中央病院管理局総務課 山梨県甲府市富士見一丁目一番一号

三 随意契約の相手方を決定した日

平成十六年十月一日

四 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社スズケン甲府支店 山梨県中巨摩郡田富町流通団地三丁目七番二号

五 随意契約に係る契約金額

一 バイアルあたり 十五万五千三百五十六円

六 契約の相手方を決定した手続

随意契約

七 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令

第三百七十二号）第十条第一項第一号に該当